回　覧

『臨時福祉給付金』『子育て世帯臨時特例給付金』の申請は済んでいますか？

◇臨時福祉給付金の支給対象者は

平成２７年１月１日において、今金町の住民基本台帳に記録されている方で平成２７年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

対象とならない方

○住民税が課税の方
○課税されている方に生活の面倒をみてもらっている場合
（※税法上の控除対象配偶者、扶養親族、青色及び白色事業専従者）
○生活保護の受給者

◇支給額　１人につき６，０００円

※既に申請書を受領されている方で、まだ申請書を提出されていない方は、早急に提出してください。（ハガキ提出後、１カ月以内に申請書を送付しております。）

◇子育て世帯臨時特例給付金給付対象者は

平成２７年６月分の**児童手当を受給されている方（特例給付の受給者を除く）。**
※公務員の方は各所属庁より発行されています申請書及び児童手当受給証明書をご使用ください。

支給額　対象児童１人につき３，０００円

臨時福祉給付金に伴う「申請書送付申込書兼同意書」は全世帯へ、子育て世帯臨時特例給付金の申請書は児童手当を受給されている世帯へ、いずれも９月上旬に送付しております。もし、紛失された場合を次まで問い合わせください。

≪問い合わせ先≫　総合福祉施設としべつ　保健福祉課総務グループ　　℡82-2780

申請締め切りは　**12月10日**